

2 周南市市民参画実施状況の概要

(1) 市民参画に取り組んだ課所室等の推移

周南市市民参画条例第16条の規定に基づき、市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）に置かれている124の課所室等を対象に、平成27年度の市民参画実施状況を調査しました。

その結果、35の課所室等において、市民参画の取り組みがありました。平成26年度の実施状況と比較すると、5課所室等の減少となりました。（【グラフ1】参照）

(2) 施策数及び実施件数の推移

平成27年度の市民参画に取り組んだ施策数は、昨年度と比較すると5施策減少している状況で、施策を実施するに当たり市民参画を行った実施件数は、昨年度より18件減少しました。

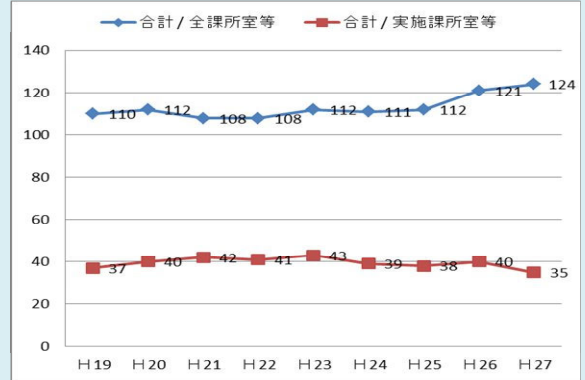
（【グラフ2】参照）

市の施策数は毎年度一定ではなく、常に増減している状況にあります。市民参画条例を制定した平成19年以降の施策数及び事務事業数を比較した場合、本市の事務事業数は、減少傾向にあり、おおむねそれに連動した形で市民参画に取り組む施策数も減少傾向にあると考えられます。（【グラフ3】参照）

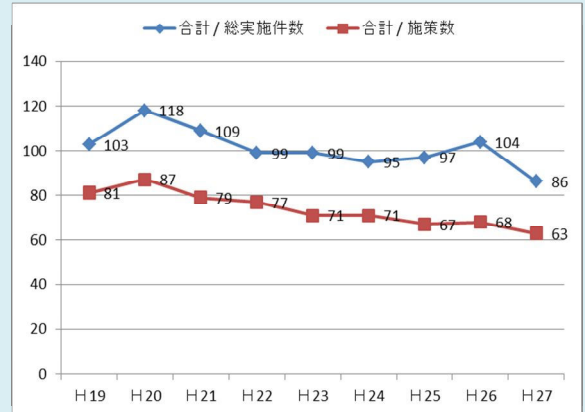
現状分析

条例制定以降の実施状況

【グラフ1】 市民参画に取り組んだ課所室等の推移

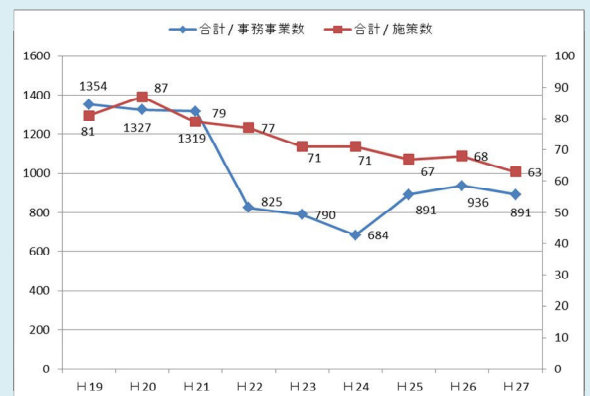


【グラフ2】 市民参画実施状況の推移



施策数 市が市民参画に取り組んだ施策の総数(事務事業数)
総実施件数 パブリック・コメント、ワークショップ等を実施した件数

【グラフ3】 市の事務事業数と施策数の推移



施策数 市が市民参画に取り組んだ施策の総数(事務事業数)
事務事業数 平成27年度周南市行政評価のまとめ【概要】から抜粋

2 周南市市民参画実施状況の概要

(3) 市民参画条例条項別施策数の推移

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定し、第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について規定しています。

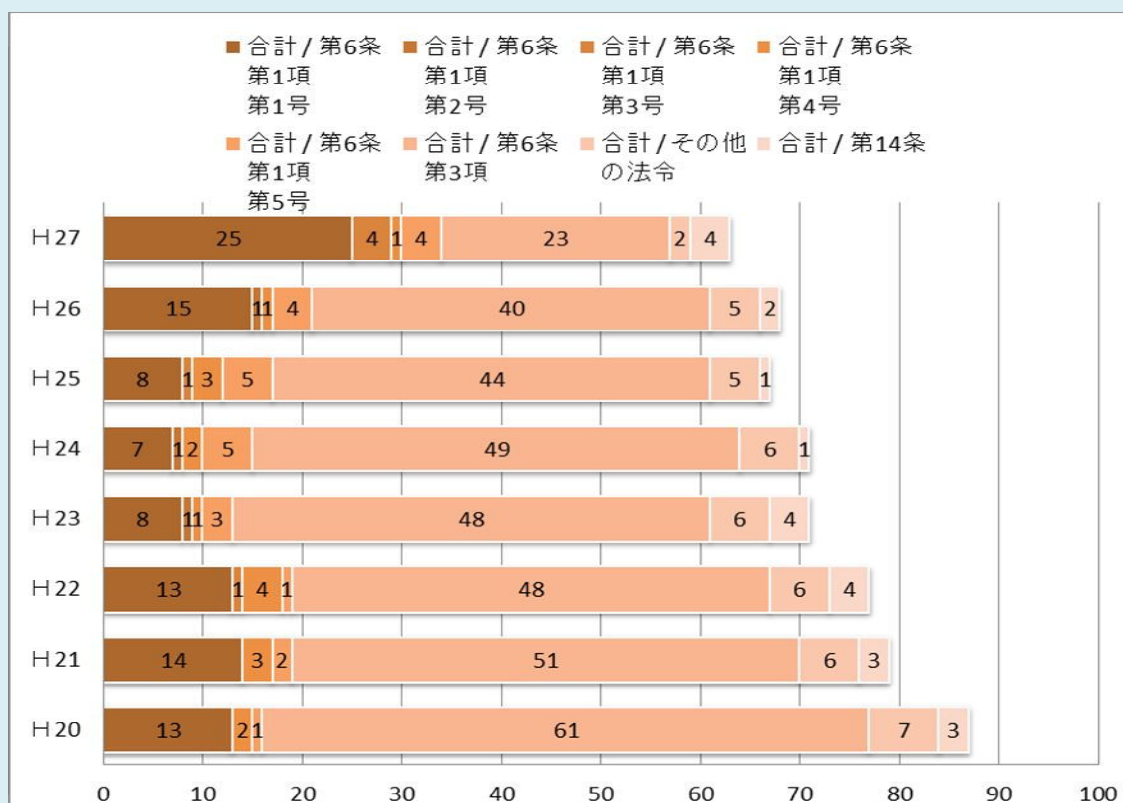
第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。

その他第14条では、市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。

これらの条項別の実施状況についてまとめたものが以下のグラフになります。

全体の施策数そのものは減少しているものの第6条第3項の規定により実施した市民参画の手法を用いたものが多く、条例制定事項以外の施策についても積極的に市民参画の手法を用いている状況にあります。（【グラフ4】参照）

【グラフ4】 市民参画条例条項別施策数の推移



(4) 市民参画の手法内訳の推移

市民参画の具体的な方法については、周南市市民参画条例第7条に定めており、第1号に「パブリック・コメント」、第2号に「市民説明会」、第3号に「ワークショップ」、第4号に「審議会等」の手法をそれぞれ掲げています。

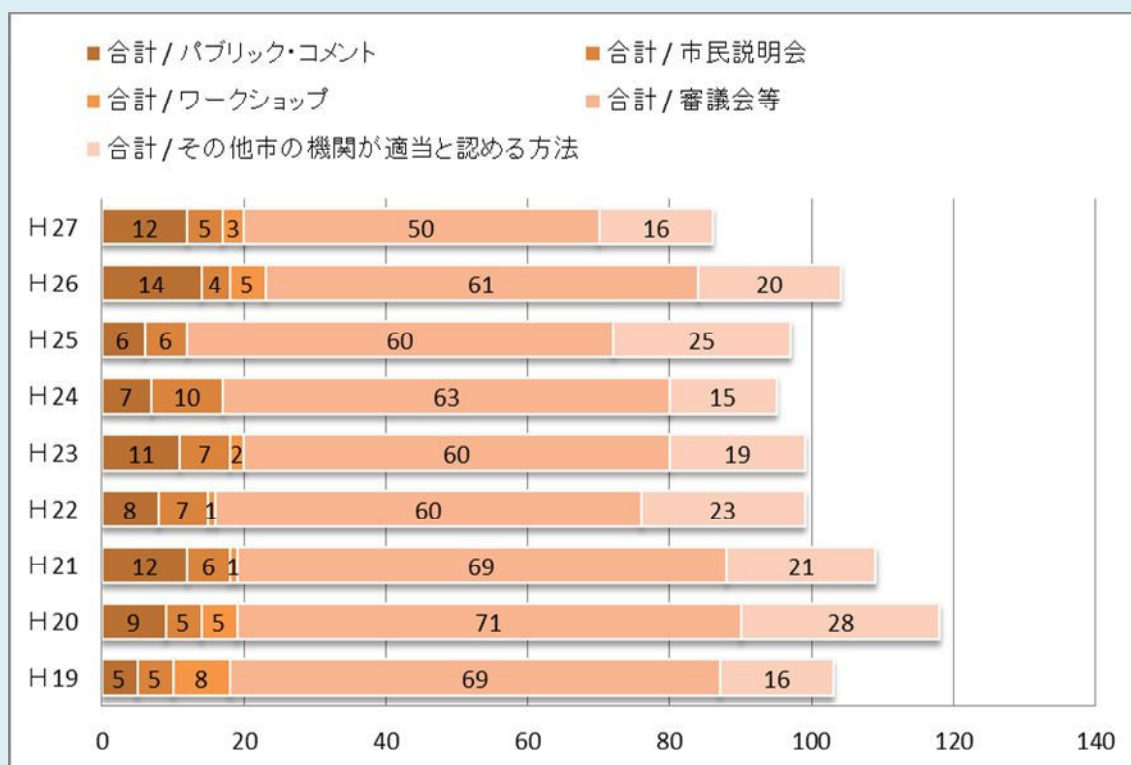
また、市民参画の方法については、時代とともに新しい方法が考え出され、変化し続けていることから、第7条第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

以上のことを踏まえて、平成27年度に本市が使用した市民参画の方法及びその使用件数を見てみると、1つの施策で複数の市民参画の方法を活用した施策があるため、周南市全体では63の施策で、86件（総実施件数）の市民参画の方法を活用しています。

以下のグラフでは、条例制定以降の市民参画の手法別内訳の推移を示しています。本市では、約6割が審議会等の手法を用いています。

（【グラフ5】参照）

【グラフ5】 総実施件数の市民参画の手法内訳の推移



2 周南市市民参画実施状況の概要

(5) 市の機関が適当と認める手法別の推移

周南市市民参画条例第7条第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

これを受け、本年次報告においては、第7条第5号関係として、「アンケート」、「ヒヤリング」、「公聴会」、「モニター」、「フォーラム」、「シンポジウム」、「意見・作文・アイデア等の募集」及び「その他の方法」の8項目を加えた、計12項目を設定し報告しています。

以上のことを踏まえて、平成27年度の市の機関が適当と認める手法6項目の使用件数を見ても、最も活用されている手法はアンケートでその他特徴的な取組として、「こども議会」「共に。カフェ」「子育て応援ミーティング」という形で市民の皆さんの意見を聞く手法も活用されていました。

以下のグラフでは、条例制定以降の市の機関が適当と認める手法別の推移を示しています。

(【グラフ6】参照)

【グラフ6】市の機関が適当と認める手法別の推移

